

# 一般社団法人岡山県薬剤師会細則

平成 23 年 4 月 1 日設立  
改正 平成 23 年 6 月 19 日第 2 条  
改正 平成 24 年 3 月 11 日第 9 条  
改正 平成 24 年 5 月 23 日第 9 条  
改正 平成 25 年 4 月 1 日第 9 条  
改正 平成 25 年 7 月 10 日第 8 条  
改正 平成 27 年 2 月 18 日第 2・8 条  
改正 平成 29 年 7 月 5 日第 8・9 条  
改正 平成 30 年 9 月 26 日第 9 条  
改正 平成 31 年 4 月 1 日 第 9 条  
改正 令和元年 9 月 25 日 第 9 条  
改正 令和元年 11 月 27 日 第 9 条  
改正 令和 3 年 2 月 17 日 第 2 条  
改正 令和 3 年 6 月 9 日 第 8・9 条

(定款第 7 条関係)

第 1 条 会員区分、入会金及び会費の種類は次のとおりとする。

(1) 会員区分 (ア～オは正会員とする)

- ア) A1 会員：勤務先が法人又は保険薬局の管理薬剤師
- イ) A2 会員：勤務先が個人開設の管理薬剤師(A1 以外の管理薬剤師)
- ウ) B1 会員：勤務先が病院及び診療所等の薬剤部門の長及び責任者
- エ) B2 会員：勤務先が病院その他勤務薬剤師  
又は A 会員と同一世帯にして同所に勤務する薬剤師
- オ) B3 会員：無職者、その他
- カ) 賛助会員：薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体。

(2) 入会金

	正 会 員	賛 助 会 員
入 会 金	(A1、A2 会員) 4,000 円 (B1、B2、B3 会員) 1,500 円	一律 1,500 円

(3) 会費の種類

- ア) 岡山県薬剤師会会費：当会の会員にかかる会費
- イ) 保険薬局会費：会員のうち保険薬局の管理薬剤師にかかる会費
- ウ) 保険薬局特別会費：新規で開局する保険薬局の管理薬剤師にかかる会費

2 前項第3号アの岡山県薬剤師会会費の金額は次のとおりとする。

	正 会 員	賛助会員
会費(年額)	(A1 会員) 52,000円 (A2 会員) 44,000円 (B1 会員) 32,000円 (B2 会員) 18,000円 (B3 会員) 12,000円	一律52,000円

3 第1項第3号イの保険薬局会費及び第1項第3号ウの保険薬局特別会費については社員総会で決定する。

4 名誉会員・特別会員に対しては会費を徴収しない。

5 災害疾病その他特別の理由により会費の負担が不相当と認められる者があったときは、本人の申請又は支部長の届出により理事会の議決を経て会費を減免することができる。

(定款第10条第1項関係)

第2条 定款第10条の地域の区分及び支部とは、下の表のとおりとする。

地域の区分	支部	地域の区分	支部
岡山市 加賀郡(吉備中央町)	岡山	総社市	吉備
倉敷市(児島、玉島、船穂地区を除く)都窪郡(早島町)	倉敷	高梁市	高梁
津山市 久米郡(美咲町、久米南町) 苫田郡(鏡野町)	津山	新見市	新見
玉野市	玉野	赤磐市・備前市・和気郡(和気町)	東備
倉敷市(児島地区)	児島	瀬戸内市	瀬戸内
倉敷市(玉島、船穂地区) 浅口市	玉島	真庭市・真庭郡(新庄村)	真庭
笠岡市・小田郡(矢掛町) 浅口郡(里庄町)	笠岡	美作市・勝田郡(勝央町・奈義町)・英田郡(西粟倉村)	美作
井原市	井原		

※この細則は平成27年4月1日から施行する。

- 2 倉敷支部・児島支部及び玉島支部が共同して会務を行う場合、倉敷市連合薬剤師会と名乗ることができる。

※この細則は令和3年2月17日から施行する

(定款第10条第5項関係)

第3条 各支部の役員は、次の名称を通称として名乗ることができる。

- 1) 支部長は支部において会長と名乗ることができる。
- 2) 副支部長は支部において副会長と名乗ることができる。
- 3) 支部役員は支部において理事と名乗ることができる。

(定款第10条第8項関係)

第4条 支部長及び支部役員の任期は、一般社団法人岡山県薬剤師会理事及び監事の任期に準ずる。

(定款第11条第2項関係)

第5条 代議員及び補欠代議員の選挙権並びに被選挙権を有する者は、選挙を行う年の4月1日現在の正会員とする。

- 2 代議員及び補欠代議員の選挙は、任期満了の年の5月末日までに支部毎に行い、当選人を本会事務局に報告しなければならない。ただし、その年の総会開催日により事務局への報告締切を変更することができる。これは理事会において決定することとする。
- 3 支部長は、支部正会員による単記無記名投票により、前項の選挙を行う。

(定款第36条第3項関係)

第6条 定款第36条第3項の会員総会においては、次の事項を行う。

- 1) 社員総会の議決事項の報告
- 2) 顕彰に関する事項
- 3) その他

(定款第37条第3項関係)

第7条 定款第37条第3項の支部長会においては、次の事項を行う。

- 1) 理事会の決議事項の報告
- 2) 支部間の報告、連絡、意見交換

## 岡山県薬剤師会細則抜粋

(定款第 38 条第 2 項関係)

第 8 条 定款第 38 条第 2 項について、設置する常置委員会と、その担当業務は次のとおりとする。

名称	担当業務
総務委員会	他の委員会に属せざる重要事項の運営に関する事項
社会保険委員会	調剤報酬を含む社会保険制度に関する事項
薬局委員会	薬局の管理及び薬局の求められる機能とあるべき姿に関する事項
学術委員会	薬学的資質向上に関する事項
公衆衛生委員会	公衆衛生の普及・指導に関する事項
広報委員会	出版編集その他広報に関する事項
相互扶助委員会	会員の福利厚生に関する事項
県民啓発事業委員会	県民啓発に関する事項
薬局実習委員会	薬局実習に関する事項
在宅委員会	在宅医療及び介護保険に関する事項

※ 「県民啓発事業委員会」は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。

※ 「公衆衛生委員会」は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

※ 「薬局実習委員会」「地域包括ケア対策委員会」の特別委員会から常置委員会への変更及び名称変更、並びに薬局委員会・学術委員会・相互扶助委員会の担当業務変更は、平成 29 年 7 月 5 日から施行する。

※ 「広報委員会」「在宅委員会」の名称及び担当業務の変更、「社会保険委員会」の担当業務の変更は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

- 2 各常置委員会の委員は、会員の中より理事会の議決を経て決める。
- 3 委員の任期はこれを委嘱した会長の任期に準ずる。
- 4 各常置委員は、委員の互選により委員長、副委員長を選定する。
- 5 委員長は委員会を招集し、その議長となり会議を開催する。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。委員長は、必要あるときは本会の理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 各常置委員会の設置・解散は、理事会の議決による。

(定款第 39 条第 2 項関係)

第 9 条 定款第 39 条第 2 項について、設置する特別委員会と、その担当業務は次のとおりとする。

名称	担当業務
支部編成特別委員会	支部編成に関する事項
医薬品検査センター 運営特別委員会	医薬品検査センターの運営に関する事項
薬事情報センター 運営特別委員会	薬事情報センターの運営に関する事項
保険薬局会費制度検討特別委員会	保険薬局会費制度に関する事項
薬剤師連携推進特別委員会	薬薬連携の推進に関する事項
安全管理特別委員会	医薬品の安全管理全般に関する事項
一般用医薬品特別委員会	一般用医薬品全般に関する事項
災害対策特別委員会	災害対策に関する事項
スポーツファーマシスト特別委員会	アンチ・ドーピング等に関する事項
IT 特別委員会	薬局業務の ICT に関する事項

- ※ 「安全管理特別委員会」は、平成 24 年 3 月 11 日から施行する。
- ※ 「在宅介護特別委員会」は、平成 24 年 5 月 23 日から施行する。
- ※ 「一般用医薬品特別委員会」は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- ※ 「安全管理特別委員会」の担当業務変更は、平成 29 年 7 月 5 日から施行する
- ※ 「災害対策特別委員会」は、平成 30 年 9 月 26 日から施行する
- ※ 「医薬品検査センター運営特別委員会」「薬事情報センター運営特別委員会」「アンチ・ドーピング特別委員会」は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- ※ 「薬剤師連携推進特別委員会」の名称及び担当業務の変更は、令和元年 9 月 25 日から施行する。
- ※ 「安全管理特別委員会」の担当業務変更は、令和元年 11 月 27 日から施行する
- ※ 「スポーツファーマシスト特別委員会」の名称及び担当業務の変更、「IT 特別委員会」は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

- 2 各特別委員会の委員は、会員の中より理事会の議決を経て決める。
- 3 委員の任期はこれを委嘱した会長の任期に準ずる。
- 4 各特別委員は、委員の互選により委員長、副委員長を選定する。
- 5 委員長は委員会を招集し、その議長となり会議を開催する。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。委員長は、必要あるときは本会の理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 各特別委員会の設置・解散は、理事会の議決による。

(定款 40 条第 2 項関係)

第 10 条 定款第 40 条第 2 項の部会については、本会の会務及び事業の運営を円滑にするため、理事会の承認を経て部会を設置することができる。

2 各部会は、会長の委嘱を受けて、その職種に関する会務または事業の一部を掌る。

3 部会には、部会長 1 人、副部会長 1 人および幹事若干名を置く。

4 部会長には、本会理事の中から、部会の推薦により、会長がこれを指名する。副部会長及び幹事は、部会員の中から部会長が指名する。

5 部会員の承認については、理事会で行う。

第 11 条 本細則に定めるもののほか、会員及び支部に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。